

第 21 期第 11 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 1 月 25 日 (火) 午後 1 時 57 分から午後 2 時 43 分
場 所 波止場会館 1 階「多目的ホール」

議 題

1 指示事項

(1) 道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について (資料 1)

2 報告事項

(1) 令和 3 年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の結果について (資料 2)

(2) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示の公報登載について (資料 3)

3 その他

(1) 令和 4 年 4 月の委員会開催日程について

(2) その他

[参考資料]

静岡県内水面漁場管理委員会指示

[配付資料]

水産神奈川 559 号

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、中川技師

議 事

滝口事務局長

出席を予定されている委員の皆さんはすでにお揃いでございますので、これから委員会を開催させていただきます。

本日は、委員 10 名中 9 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、ただいまから第 11 回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

まず、本日の議題ですが、指示事項が 1 件、報告事項が 2 件、その他となっております。

では、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

篠本委員、長塚委員お願ひします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、指示事項(1)の「道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について」を議題といたします。

資料内容について、事務局、水産課から補足説明がありましたらお願ひします。

事) 角田代理

【資料 1 参考資料により説明】

議長

遊船協会についてと指示の経過並びに論点整理を含めて、補足説明がありましたが、何か御意見、御質問がありましたらお願ひいたします。

安藤委員

1 年前に議論したところですが、津谷委員から「公的機関が行う試験研究又は」というところの公的機関というのは、何が含まれるのか。例えば、国立大学だったら公的機関なのか、私立大学だったら公的機関じゃないのか、そういう問題があります。

もう一つ、他の委員会指示との整合性という面から、国又は地方公共団体からの委託を受けた業者は入れなくていいのかというような話があって、それを整理するというような流れになっていたと思いますが、その点はどうでしょうか。

事) 角田代理

これにつきましては、その時や 2 か月後、同じような指示のときにお話ししたと思いますが、非常に狭義に考えております。また国や地方公共団体から委託を受けた業者につきましては、結局、実際に採捕に従事する方々が民間となりますので、そういった方々については承認を取っていただくと。こ

この適用除外については、あくまでも公共機関の方が直営でやる場合というように狭いかたちで限定して考えていきたいということでございます。

安藤委員

それで、そのとき私が疑問に思ったのが、この期間については、これ以外の例えば、国の調査あるいは国から委託を受けた業者の調査が入るとしても許可するという仕組みになってないので、この期間は全くできないということですねという質問もしたかと思うんですが、この点はいかがでしょう。

事) 角田代理

それについてはそういったことになろうかと思えます。以前に申し上げたのは、公的機関が調査をする場合、どうなるかということの内水面試験場の方にも聞いてみたところ、大体、公的機関が何か環境調査や工事だとかは計画的にやっていますから、事前に相談等が入るようでございます。現在、内水面試験場にそのような相談もありませんし、県水産課にもないということでございます。これは期間限定の委員会指示でございますので、少なくとも今回の3月1日から4月15日までの間につきまして、特にそのようなことが行われるようなことが心配はないのかなと思えます。

もしそういったような事情があれば、その時にはそのタイミングで、こういった時期を外していただいたり、採り方を考えていただいたりしたいところありますが、それでもどうしても調整ができない、この時期に採捕しなければならないとなった場合には、その発動のタイミングに合わせて、委員会で相談させていただくことになるかと思えます。

安藤委員

その時、やはり気になったのが、あまりにも前年までの文章と同じ文面にこだわる必要はないのかなと思ったんですね。その時いろいろ御意見が出たように、他県の委員会指示はこうなってる。あるいはしじみに関しての委員会指示はこうなっている。それを整理して、法務部門とも相談してっていうようなお話もあったと思うのですが。その上でより合理的な文面に変えて出てきてもいいのかなあと思ったものですから。いろいろ理由あって、結果的にこういう文面に出ているのですが、少し変えてもいいんじゃないかなという気もしたもんですから、敢えて言わせていただきました。

事) 角田代理

ありがとうございます。この指示につきましては先ほど申し上げたとおり、非常に発動期間が限定されているので、少なくとも今回につきましては、この期間中、特に何か調査のために採捕したいということは想定されませんので、このようなかたちで継続、同じような文面で事務局案を提出したところでございます。以上です。

議長

実際に採捕したいという話があった場合は拒否するのでしょうかね。

安藤委員

その仕組みだと、そうなっちゃうので。その1か月半の間ですけど、その

場合はこうするというを一行付け加えとけば、何の問題もないのかなという気がしたものですから。他の指示には大体そういうことが一行ついているので。

議長 逆に言うと、この期間は誰かが採りたいって言っても駄目ですよと明確になってますというようなことですね。どこからか、この期間に採捕させてくださいと言われても許可しないですよ。

事) 角田代理 こういう事情で禁止していますから、御遠慮いただきたいとお願いするのがまず最初かと思います。採捕の事情にもよるかもしれませんが、今まで出てきているような環境調査などのものならば、それは外していただくようにするしかないと思っております。

議長 余地がないので、こういう文章にしておりますと。

安藤委員 取り敢えず委員会指示なので、そういう点を突かれた場合でも、明確に答えられるような文章にしておけば、余程の理由がなければ拒否すれば良いわけですから、そういう文章にしておいた方がいいのかなと思ったので一応意見として出させていただきました。

議長 他に何か御質問、御意見はありますか。

津谷委員 今のお話ですと、ただし公的機関が行う試験研究については、禁止しないと。採捕禁止にしないという定めになっているので、逆に拒否できないですよ。公的機関が行う試験研究についての採捕については、禁止は適用しないとはっきり言っているんで、それはもう止めてくださいと言えないんじゃないですか。

事) 角田代理 この公的機関の試験研究といった場合には、よく多摩川のしじみの採捕禁止で、橋を架けるような工事の場合に伴う環境調査、そういうものはこの中には入ってきません。

要するに国の試験研究機関や県の内水面試験場等が魚の増殖に資するための調査研究をするという、産卵時期の魚を捕ることによって、そのための研究をするだけかっていうような、そういうような目的、魚の増殖に繋がるような目的の調査に限定されてきますので、それ以外のものはお断りするということになるので、大丈夫かなとは思っております。

津谷委員 この公的機関の行う試験研究っていうのは、そういうふうに限定的に解釈するんだということが外からでは分からないですよ。むしろ公的機関が行う試験研究については、その委員会の承諾の上でという言い方をした方がいいんじゃないでしょうか。

事) 角田代理 今、他の指示につきましても、これでいいのかなと思うんですが、公的機

関そのものがやっただけ分につきましては、それも増殖に繋がるような研究をするわけですから、その手法としては、今までも許可なしでもってやるっていうのがこの委員会指示であります。

津谷委員

増殖に繋がるような試験研究とは書いてないですよ、ここには。

事) 角田代理

調査研究の意味合いとしては、単に魚がどのぐらいだとか、単に数量を調査するとかっていうだけにとどまらないで、それからちゃんと研究レベルまで達しているようなもの、そこまでは指しますので、環境調査のために調べるのとは、また別扱いになります。

津谷委員

こちらの思いとしてはそういうことを読み込むだろうと思うんですけど、文章の中にそれはちょっとでも出てこないですよ。そこまで限定して解釈するのかがどうかっていうのは。

だから、むしろこういう場合は、委員会の許可の上で採捕ができるというような趣旨にしちゃったほうがこちらの裁量権がはっきりしてきます。公的機関が行う試験研究の解釈の中に入ってくる文書なのかどうかという解釈の問題として解決するのではなく。

事) 角田代理

今、公的機関が行う調査研究の場合だと、委員会の承認を行為が必要という整理の方がいいんじゃないかっていうお話ですよ。

津谷委員

はい。

事) 角田代理

ただ県の調整規則なんかでも、特別採捕許可なんかと整合性を考えたときにそちらの方のルール上も県の許可を得るっていうような手続が要らないと。やり方にもよりますが、要らない場合も出てきますので、そういうところでの整合性を考えても、公的機関が調査研究であるならば、特に承諾を得なくてやっていただいても、そういう魚の資源のためにやっているような場合であれば、いいのかなと思います。

津谷委員

今回のこの件については、あんまりしつこく議論してもしょうがないと思いますが、これから多分、毎年出していくようなこの許認可の指示の関係があって、必ず例外規定が出ています。指示によって、大分ちょっとずつ書き方が違っているという問題を去年御指摘したのですが、そこをまとめていただいて、すっきりするような検討を一度していただいた方が。

ちょっと何か違っていたりする、書き方が違っていたりするようなことがあったように思うので、これをまとめて検討していただくような、書き方の統一をやっていただけたらどうなのかなという気がしています。

議長

当面、内水面委員会の指示の中でどうなっているかを整理していただいて、これはもう許可も何もありませんと、整理をしてそれから海の方がどう

かとか、他の県はどうかみたいな参考までに見てみて、その辺の論点整理をするというのでいかがですか。

少なくともその公的機関が行う試験研究の採捕というのは、当然、地元にも相談があるし、県庁が知らないなんてことがあったらいけないわけですから、そこで県庁のいわば一つの行政委員会、ここがそれを許可する、許可しないという判断をするというのは矛盾するようですから、その辺のことも含めて、1回整理をしてもらえれば、分かりやすくなるかと思います。それでよろしいかと思いますが。

萩原委員

この文面の中にいわゆる公的機関であっても、この試験研究という意味合いがちょっと理解できないのかなと思います。そうした場合には、公的機関がこの増殖に関わって採捕する、増殖に関わる試験研究ですね。

議長

増殖に関わる試験研究というふうには書いてないはずですが。増殖は遊船協会だけです。試験研究は増殖関係なしに採捕するところだけ係っているという読み方が正解だと思います。

ちょっと読むと、あれと思うところもありますが、要するに公的機関というのは試験研究をするという公的機関としか考えてないということで整理していただければいいと思います。

そうすると、わかさぎに関係するのであれば、内水面試験場か国の水産研究所です。国の水産研究所は県に断りなしにそんなことするわけがないので、こういう整理で現実的には何ら支障がないと。その辺を含めて、ちょっと整理をしていただければありがたいと思います。そんなところでよろしゅうございますか。

他に何か御意見ありますか。

ないようでしたら資料1の案のとおり、委員会指示を発動するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決めます。

では、続きまして報告事項(1)の「令和3年度相模湾産稚あゆ需給調整協議会の結果について」を議題としますので、補足説明ありますか。

何か御質問、御意見ありますかでしょうか。

例年どおりの結果で協議が整ったということだと思います。よろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

次に、報告事項(2)の「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流禁止す

委員一同
議長

る委員会指示の公報掲載について」は御協議いただいた委員会指示の公報掲載の報告でございますので、よろしゅうございますか。

(了 承)

その他のその他でありますけども、何か委員の皆様から御発言等ありましたらお願いします。

ないようでしたらこれで、本日の委員会を終了し閉会します。